

## 平成29年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会議事録

日時：平成30年3月28日（水）

午後2時から4時まで

場所：宮城県行政庁舎第一会議室

### 1 開会

本日は、お忙しいところ、御出席いただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、平成29年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会を開会いたします。

本日、12名の委員のうち、1名の方が遅れていらっしゃる予定でございますが、長谷部委員が所用により欠席の御連絡をいただいております、定足数は、過半数を超える委員の御出席をいただいております、有効に成立しております。

なお、本委員会は公開されることとされております。また、議事録については、後日皆様に内容を確認させていただきますので、その後に公開されることとしておりますので、御協力をお願いいたします。

本日は傍聴される方はおられません、本委員会は公開することとされておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、当委員会の開会に当たりまして、宮城県環境生活後藤部長より御挨拶を申し上げます。

### 2 あいさつ

ただいまご紹介いただきました環境生活部部長の後藤でございます。平成29年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会の開催にあたりまして、ご出席をお願いさせていただきましたところ、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃から本県のNPO活動の促進につきまして、多大な御協力、ご尽力をいただいておりますことをあらためまして、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。

また、昨年12月の委員の改選に当たりまして、皆様方には本委員会の委員への御就任を快くお引き受けをいただきまして、誠にありがとうございました。今回の改選では、10名の委員の方々に御留任をいただくとともに、渡邊委員と中川委員のお二人にも、公募委員として引き続き御就任いただいたところでございます。

さて、本委員会は、「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」に基づきまして、NPO活動の促進に関する基本計画の策定、促進のための施策など、宮城県のNPO活動の基本的な事項についてご審議をいただきまして、御意見をいただく場となっております。委員改選後、本日は初めての開会となりますが、今年度は、9月に第1回目の委員会が開催され、本県の民間非営利活動促進施策の実施状況について御審議をいただき、示唆に富んだ貴重な御意見を賜りましたことに、改めて心から感謝を申し上げます。

東日本大震災から7年が経過いたしまして、我々といたしましては、震災復興の本格化に伴う様々な課題に効果的に対応していくためには、行政が努力するのはもちろんのこと、

市民活動に根ざした様々な主体との連携強化、それぞれできる部分を担って協働をして推進していくことが益々必要になってくると考えておりました、NPO活動には大きな期待を寄せさせていただいておるところですし、県内様々な分野から期待を寄せられているところと考えておるところであります。

本日は、今年度の民間非営利活動促進施策の実施状況を御報告させていただくとともに、平成30年度の施策と予算についてお示しさせていただき、皆様に御審議をいただくこととしております。ぜひ忌憚のない御意見を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、委員の皆様には、宮城県のNPO活動の促進につきまして、改めてご協力、ご尽力をいただきますようお願い申し上げます、開会のあいさつといたします。本日はよろしくお願い申し上げます。

### 3 委員紹介

本日は、委員改選後、最初の委員会となりますので、お手元にお配りしております委員名簿に従いまして私の方から委員を御紹介申し上げます。

石井山 竜平委員でございます。

高浦 康有委員でございます。

西出 優子委員でございます。

若生 裕俊委員でございます。

長谷部 牧委員でございますが、所用がございまして、本日は欠席でございます。

松重 有祐委員でございます。

猪股 佳子委員でございます。

青木 ユカリ委員でございます。

宗片 恵美子委員でございます。

堀川 晴代委員でございます。

渡邊 桂子委員でございます。

中川 政治委員でございます。

本日、富谷市の若生委員におかれましては、初めて委員としてご就任いただいておりますので、一言ご挨拶をお願いいたします。

#### ○若生委員

ただいまご紹介をいただきました富谷市長の若生 裕俊でございます。今回初めて参加させていただきました。私自身、元々は、地域の青年活動が社会活動に関わるきっかけで、その後、社会教育、またNPO活動、そして市民活動の中でお育ていただいて、今この仕事をさせていただいております。そういう意味では、恩返しのつもりで、少しでもお力になればと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### ○進行（副参事）

ありがとうございました。

以上、12名の委員の皆様、改めまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。

先ほど御挨拶を申し上げました環境生活部部長の後藤 康宏でございます。

環境生活部参事兼共同参画社会推進課長の小松 直子でございます。

私、本日進行を務めさせていただきます環境生活部副参事兼共同参画社会推進課課長補佐の小島でございます。どうぞよろしくお願いたします。

ここで、本日お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、事前にお配りしているところでございますが、本日改めて机上に配付させていただいておりますのでよろしくお願いたします。

#### 4 会長・副会長の選任

次に、次第の4の議事の方に移らせていただきたいと思います。本日は、委員改選後、初めての委員会となりますので、初めに新たに会長、副会長の選出を行っていただきます。

会長及び副会長の選出までの間、後藤部長が仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

##### ○後藤仮議長

それでは、暫時、仮議長を務めさせていただきます。会長、副会長の選出につきましては、お手元の参考資料⑧の「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」第16条により、委員の互選により定めることとなっております。会長及び副会長について、どなたか御推薦などございませんでしょうか。

##### ○若生委員

事務局案はございますか。

##### ○事務局

事務局のほうからは、前期にひきつづきまして、東北大学の石井山先生に会長を、特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事の宗片様に副会長をお願いできればと存じます。いかがでございましょうか。

##### ○後藤仮議長

事務局から、ただいまご提案を申し上げましたが、皆様、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。御異議がなければ、拍手をもって御承認をお願いします。

(拍手, 承認)

それでは、石井山委員、宗片委員、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、以降の議事進行は会長にお任せしたいと考えますので、石井山先生、宗片委員それぞれのお席にご移動をお願いいたします。

##### ○進行

それでは恐れ入りますが、会長、副会長から御挨拶をいただきたいと存じます。

石井山会長、宗片副会長どうぞよろしくお願いたします。

##### ○石井山会長

改めまして、こんにちは。石井山でございます。ご承認どうもありがとうございます。今年、ちょうどNPO法施行20周年ということで、3月のこの時期には、首都圏ではこの20年間を総括する取り組みが多彩に開催されたと聞いておりますが、宮城県の文脈では、震災から8年目ということで、まだまだ多くの被災地域が、当初からは大きく状況がかわりつつありながらも、復興から取り残されているという段階かと思えます。一方で、全国、全世界から様々な支援が現れ、そういう方々とタッグを組み合わせながら、新しいタイプのNPOができあがり、支援の仕組ができあがっておりますが、時の経過とともに財政出動が微弱になり、動きが鈍くならざるをえない。そうした中で、いかによりよい落としどころを作っていくのかということを考えないといけない。緩やかではありますけれども、状況は大きく変わりつつある、そういうタイミングではないかと思えます。その中で、今期は、特に計画の見直しということがあるわけではありませんが、会議の回数がそれほど多くはない分、できるだけ皆様方に忌憚のないご意見をたくさんいただく、そのような会に徹していきたいと思っています。これまでともども御協力よろしくお願いたします。

#### ○宗片副会長

宗片でございます。また引き続きお世話になります。どうぞよろしくお願いたします。

まさに被災地では、震災から7年が経過をいたしまして、この間、私どもはこういった場を経ながら、NPOがいかに復興に向けて大きな力を発揮しているかということの数多く目の当たりにすることがございまして、これから益々、まだまだ復興には、真の復興には時間が掛かると思っておりますので、それに向けて私たち自身も、NPOも含めて、本当の意味での復興が果たせるように力を発揮していきたいと思えます。そういう意味でも、この会は大変に重要な会であると思えますので、皆さんにも、是非、積極的にお声を出していただいて、それが反映されれば何よりと思えます。どうぞよろしくお願いたします。

#### ○進行

ありがとうございました。それでは、以降の進行につきましては、石井山会長にお願いいたします。

## 5 議事

#### ○石井山会長

では進行させていただきます、次第の5の議事に入らせていただきます。

はじめに、(1)の協議事項といたしまして、「宮城県民間非営利活動促進委員会拠点部会委員の指名について」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

#### ○事務局

それでは事務局からご説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、参考資料の30頁⑨でございます。一番最後の頁になりますが、そちらをご覧ください。こちらが、宮城県民間非営利活動促進委員会の運営要綱になりまして、その中で、第5条、部会の設置というのが定められております。こちらは、促進委員会に県有遊休施

設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業に関する事項を審議するために、拠点部会を置く、という項目でございます。この部会の設置でございますが、実際の所管事項につきましては、次の31頁の第7条にございまして、こちらで1と2がございまして、県有休施設の貸付候補団体の選定と、2としまして借受団体の事業実績の評価というものを所管することになっております。この内容につきまして、第8条にございまして、部会の調査審議結果をこの委員会に報告することとなっております。今回、部会の構成メンバーということで、30頁に戻っていただきまして、第6条、部会の組織につきましては、第2項といたしまして、部会に属すべき委員及び部会委員は7人以内といたしまして、会長が指名することとなっております。以上のことから、本日直前の拠点部会の委員が昨年11月末で任期満了となっておりますことから、本日議題とさせていただきます。

○石井山会長

それでは、部会に属すべき促進委員会の委員について、事務局から何か案はございますか。

(部会委員名簿を各委員へ配付)

○事務局

お手元に委員候補の名簿をお配りしております。委員会の中から、石井山会長、青木委員にお願いできればと考えております、委員会以外の委員といたしまして、特定非営利活動法人ばぎーる太白社会事業センターの泉田文陽様、特定非営利活動法人あかねグループの武田美江子様の2名にお願いしたいと考えております。いずれの方も、前任期からの継続ということになります。

○石井山会長

ありがとうございます。この拠点部会の活動について、具体のことについては、議事の中でご説明させていただくことといたしまして、ここではメンバーについて、昨年度と同じ4名の継続が、今ご提案をいただいたところですか。いかがでしょうか。

ただいま、事務局からの提案についてご審議いただけますでしょうか。では、提案どおり指名させていただきたいと思っておりますので、青木委員には、是非、よろしく願いいたします。

○石井山会長

それでは、議事(2)に入らせていただきます。「宮城県民間非営利活動促進委員会拠点部会の開催状況について」事務局からご説明をお願いします。

○事務局

事務局からご説明させていただきます。

宮城県民間非営利活動促進委員会拠点部会の開催状況につきまして、お手元の【参考資料】の最終31頁をご覧くださいと思います。促進委員会運営要綱第7条にございます。先ほどお話もございましたが、部会では、「県有遊休施設の貸付候補団体の選定」と、「借受団体の事業実績の評価」を議決することとされており、部会の議決をもって、促進

委員会の議決とするものとされております。

お手元の資料1「宮城県民間非営利活動促進委員会拠点部会の開催状況について」をご覧ください。

1の第1回拠点部会につきましては、前回委員会で報告済でございますが、簡単に触れさせていただきたいと思っております。第1回につきましては、昨年7月12日に開催させていただきまして、議題といたしましては、施設第6号の借受候補団体の審査選考を行っていただいております。長らく借受団体がおらなくて、空きとなっております白石の施設でございますが、申請がございましたので、審査の結果、ここに記載の特定非営利活動法人ふるたいむを借受候補団体として選定し、借受の方を開始いただいているという状況です、そのへんの状況につきましては、後ほどお話させていただきます。第2回の部会は、前回の委員会以降、開催されたものですので、こちらを重点的に、昨年11月13日に開催いたしました。

議題は、施設第1号の事業実績報告と施設第4号の事業実績報告とし、これら2施設について、それぞれの施設を訪問し、借受団体から施設の利用状況について聴取し、施設が適切に管理され、有効利用されているか、計画どおりに事業が実施されているかなどを確認いたしました、評価いただきました。

施設1号は、「みやぎいのちと人権リソースセンター」が借り受けされ、人権に関する相談事業、啓発事業のほか、人権擁護活動に取り組む人材の育成及び人権擁護活動を行う団体への中間支援事業の拠点として活用いただいております。

同団体への貸付は平成26年度末をもって、貸付期間を一旦満了しましたが、公募の結果平成27年度から、あらためて貸付を開始し、本年度が通算13年目となっております。

評価といたしましては、人権擁護活動における中間支援組織として、団体間の連携を図りながら事業を展開されていると評価されまして、専門性が必要な分野であることから、人材の育成確保に努めていただき、活動を充実いただくよう期待するとの意見をいただいております。施設2号は、「特定非営利活動法人シャロームの会」が借り受けされ、平成28年度中に精神・知的障害者の方の宿泊型自立訓練施設若しくはグループホームとして活用する予定でございましたが、平成28年度は施設の改修工事や環境整備に止まっております。平成29年8月からグループホームとしての事業を開始しており、拠点部会開催時点で2名の方が入居されておりました。

評価といたしましては、事業実績報告書の表現が漠然としていて、数字を記載するなど、正確かつ具体的な報告書の作成に努めるようにとのご意見をいただいております。一方、事業を展開する上で大切な、地域との交流に力を注いでいる点について評価をいただいております。

29年度は、以上2施設を対象として訪問聴取し、部会で評価をいただいております。30年度は、資料次ページの施設一覧表にございます、これらの中から残る4施設の中から複数施設を抽出し、訪問聴取する予定としてございます。先ほどお話しさせていただき

ました、しばらく空きでようやく借受団体が決まったというのが、この表の一番右側、第6号施設、白石の施設となっております。施設の行う事業につきましても、放課後デイサービス事業、日中一時支援事業ということで計画をされていらっしゃいます。事業実績につきましても、本年度がスタートですので、年度明けに事業実績が出てくることとなりますので、次回以降で情報提供できるかと存じます。

以上「部会の開催状況について」のご説明でございます。

○石井山会長

6つある施設のうち、長らく入居が決まっていなかった第6号の施設について、前期の間に入居が決まったということと、その他の施設については、点検をさせていただきながら、様々課題はありますけれども、概ね適正に利用をいただいていることを確認させていただいております。いかがでしょうか。私と一緒に現地の確認をいただいている青木委員から口火をきっていただいて、追加のご報告いただければと思いますけれども。

○青木委員

青木です。資料にあります各拠点の利用状況については、コメントいただいているとおりです。どの施設についても皆さん、既存の空間を工夫しながらより使いやすく、大事に使っていただいている感じが感じとれました。ただしいずれも一定程度時間が経過している建物ですので、今後いつまでこの状況で、施設なり建物を維持しながら活用できるのかということには気にはなります。それぞれの事業において、地域の方と連携を図り、工夫をしながら、事業が充実してきたり、安定してきているという側面もあるので、この仕組の部分と事業で目指しているところと、どういう設定で計画を立てていくかということところは、団体さんそれぞれでマネジメントの部分にも関連して、一筋縄ではいかないかなとは思いますが、こういう仕組のなかでの応援できる側面ということでの有効活用の部分では十分目的を達しているのではないかと思います。

○石井山会長

ありがとうございます。

大事なご指摘をありがとうございます。非常に廉価で使っていただいているというところではNPOにとってはかなりメリットがあるというように思うのですが、今、青木委員のご指摘にありましたように、それぞれの施設の非常に老朽化が著しい。県の方でもかなり手は入らせていただいているのですが、それ以上に大幅な改修をしないことには、とりわけ移動が困難な方々の利用などにはかなりの難がある、そういった問題もやや出てきております。いかがでしょうか。事務局から、もしこの件に関してコメントがありましたら。

○事務局

ありがとうございます。

前回の委員会の場合でも松重委員から、実際、廉価で借りても、その後の修繕費用が大分団体の負担になっているのではないのでしょうか、というところでご質問をいただいて

おりました。確かに、建物自体は、経年劣化が非常に進んでいる施設ということで、県でも遊休施設の状態になっているという施設ですので、位置付けがそういう施設ということで、なおかつ、それをその状態でご活用いただける団体があれば、お貸しするという位置づけのものですから、どうしても、きめ細やかな対応というところがなかなかいきとどかない点があるかなと思っておりますが、必要最低限の修繕経費につきましては、確保する形で、これまでも事業の運営を進めておりました。今後ですが、貸出をしてから各施設ともさらに経年劣化が進んでいる状況でございますので、いつまでも借り続けられる施設ではなくていくだろうということは明らかと思っております。ですので、計画的に、いつまでご利用いただけるのか、いつまではしっかりご利用いただける施設として、県として、対応できるのかというところもしっかり計画を立てながら対応の方をしていきたいなと思います。団体さんの方としても、急に施設が来年度以降貸せませんよという状況になりますと、多大な事業の変更ですとか、ご迷惑をお掛けすることになりかねませんので、早めにお伝えしたいなと思っております。それから、新たに、貸出できるような施設は他にないのだらうかという意見も以前いただいてございました。こちらにつきましても、なかなか、今のところ、新たにお貸しできる施設が具体にあるのか、というところでは、無いのが現状でございます。ただ一方で、県の施設の有休の施設ではあります。例えば、市町村さんの方で、空き家だとか、空き店舗とか、というようなものが地域の中にそういった資源があれば、それを活用していただく方向とかにご検討いただくとか、というようなどころも、こちらの方からも、そういった情報につきまして、聴き取りをさせていただいて、県の方からも、情報提供できればというふうに思うのですけれども、今のところ、県の方では、そういった形で将来的に、新たな施設としてご提供できる施設としては、今のところは無いですというのが状況でございます。以上でございます。

○石井山会長

人口減少の中で、使えなくなっている施設がたくさんあるという状況ですから、有効利用について、民間施設も含めて、検討は県のレベルで始めている。ただ現実化には難しい課題ではあるのですが、検討していただいているということで、状況理解いたしました。この問題については、拠点部会で集中的に審議していくということになると思いますが、こうした課題があるということについては、是非、委員の皆様にご承知いただきたいと思えます。

いかがでしょう。その他の論点でも結構です。皆様からご意見ありましたら、是非お願いしたいのですが。

○宗片副会長

施設の老朽化ということは、やむを得ない状況が生まれていると思うのですが、先ずは、来年の31年にですね、貸付が終わる施設があるわけですね。そういった建物がその先の貸付が可能なかどうか、あるいは、それが難しいのであれば、来年度中に、団体の相談というような形で話し合いをある程度重ねていただくということが必要ではないかと思えます。この拠点を大変有効に使ってくださっている団体でもありますし、大変活動の内容



も充実したものであって、この施設がなければ、というような活動もあるわけですので、そのあたりでは、その後のサポートも継続して考えられるような、もちろん、団体が自分たちで選択していかなくてはいけないのですけれども、具体的には、夜回りグループさんが使ってらっしゃる施設は、確かかなり限界がきていたはずですよ。来年度、再来年も継続して、また再度申請ができるのかどうかということも、ちょっと心配をしております。そのへんもまだこれからのことであるかとは思いますが、どのような対応をなさっていかようとしているのか伺えればと思います。

#### ○事務局

ご意見ありがとうございます。今、ご意見いただきました、施設第5号でございますが、来年度、31年度末で貸付期間が終了いたします。この施設でございますが、この契約更新、28年5月に契約更新しているのですが、その時にも、団体さんの方にもお話をさせていただいたんですが、いま委員にご指摘いただきましたとおり、施設が老朽化しているということと、それからすぐ傍にあります、県の宿舎と施設としては、一体なんです、そちらは廃止が決まっています、一緒に取り壊しをする予定、方向で、話が一旦動いていたのですが、取り壊し時期が少し後ろに延びたものですから、使える期間の範囲内で、ご利用いただくという前提で、今、貸付をしているような状況でございます、団体さんの方としても、長く使いたいというお気持ちはおありかと思うんですが、そう長くお使いいただける施設ではないということをご理解いただいているかと思えます。また、施設につきましても、すぐ傍にあります宿舎の廃止が決まりましたようですので、こちらの方針につきましては、ちょっと難しいという状況なのかなと思ってございます。こちらも明確になりましたところで、来年度早い段階で、団体さんの方とも情報を提供させていただきながら、今後について、お話をさせていただこうと考えてございます。

#### ○宗片委員

よろしく願いいたします。

#### ○石井山会長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。もし他にご意見がないようであれば、次の議題へと入っていきたいと思います。

では、議事の3に入りたいと思います。平成29年度民間非営利活動促進施策の実施状況について、事務局からご説明をよろしく願いいたします。

#### ○事務局

平成29年度民間非営利活動促進施策の実施状況につきまして、ご説明申し上げます。

なお、平成29年度実績は、現在取りまとめ中のため、本日は、概略の説明となりますことをご容赦願います。詳しくは、次年度、第1回の委員会でご報告させていただきます。お手元の資料2をご覧ください。

「1 特定非営利活動促進法施行関連事務」でございますが、法令に基づき、NPO法人の認証・認定等の事務を行い、2月末現在の数値でございますが、本年度の認証法人数

は21法人、認定法人数は1法人となっております。

仙台市所管分を含めた県内全体のNPO法人数につきましては、参考資料をご覧ください。参考資料の1ページ目、参考資料①にNPO法人の認証数の表がございます。宮城県所管分と仙台市所管分を加えたNPO法人数は2月末現在で821法人となっております。増減の内訳につきましては、頁の下方に記載しておりますとおりでございます。平成28年度末から平成30年2月末の増減の訳といたしましては、県が新設21、転入が4あり、解散が9ありましたので、差し引き16増えていると、392から408に増えているという形になってございます。頁をめくっていただきまして、認定法人数でございますが、昨年度末から2法人増で、21法人となっております。これは、仙台市で特例認定法人1法人が、この2月に認定法人に移行しております。このため、特例認定法人が1減、認定法人が1増となり、県で認定した1法人とあわせまして、県全体で2法人の増となっております。

続きまして、3頁、参考資料①-1をご覧ください。

県内の公益法人及び一般法人数の推移でございますが、ほぼ前回の委員会でお示した資料と同じでございますが、「2」の一般法人の総数として、2月末時点のデータを追記してございます。平成30年2月末時点で、906法人となっております。

続きまして、4ページ、参考資料①-2をご覧ください

本資料は、2月末現在のNPO法人について、主たる事務所の所在地と主たる活動の種類で分布を示した表でございます。表中の1から20までの数値、活動の号数につきましては、5ページの表をご参照願います。

あくまで主たる事務所の所在地で振り分けたものでございますので、法人がない市町村もあるように一見見えますが、複数の市町村を活動エリアとしている法人もございます。データを活用される場合はご注意くださいとおもいます。

また、活動分野も、主たるもの1種類で振り分けしてございますので、複数分野で活動している団体が多数ございますことから、あくまで参考として捉えていただければと存じます。

続きまして、同じく参考資料の6ページ、参考資料①-3をご覧ください。

前回の委員会におきまして、ご報告いたしました「石巻・田代島しまおこし隊」に関するその後の経過について、ご報告させていただきます。

「3 以降の対応」に記載しておりますところからが、新たな動きということになりますので、そこからご説明させていただきます。法人の寄付活動に関する問合せが複数寄せられ、その都度、県が行いました市民への説明要請の状況も含めて、情報提供させていただいております。

また、3月2日に、当該法人関係者から、法人事務所を前年9月に田代島へ移転したとの情報を得たため、3月13日に田代島を訪問し、施設管理担当者に聴き取りをしたとこ

ろ、法人が事務所に備え置くべき書類はなく、法令に関する認識もございませんでした。このため、「4 今後の対応」といたしまして、法人に対して、再度、市民への説明を要請するなど、必要な対応を取ってまいりたいと考えてございます。

続きまして、資料2「2 宮城県民間非営利活動促進委員会運営」でございます。本年度は、9月5日に第1回委員会を開催し、本日の第2回の委員会となっております。

次に、「3 みやぎNPOサポートローン」でございますが、金融機関との提携、協調融資方式によるNPO法人へのつなぎ融資制度でございます。お手元にサポートローンの黄色のチラシを配布させていただいております。

本年度は、相談件数、貸付実績ともゼロとなっております。

利用が低迷していることは、前回の委員会でもお伝えしてございましたが、本年度は、昨年度来から引き続き、より活用しやすい制度となるよう金融機関と協議を重ねてまいりましたが、見直しには至っておりません。なお、金融機関の方からは、新たな取組、支援というところで、NPOの必要性というところで、社内で、検討を重ねていらして、6月には一定の方向性が出されるのではないかと伺っておりますが、現状は見直しには至っていないということでございます。

「4 県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業」でございますが、先ほどご説明申し上げましたとおりの状況でございます。6施設すべてを貸付し、活動拠点として活用いただいております。

続きまして、「5 みやぎNPOプラザ」でございます。

みやぎNPOプラザは、NPOの支援と活動促進、NPOと行政のパートナーシップの確立などのため、県の中核拠点施設として設置運営してございます。平成17年度から、指定管理者制度を導入いたしまして、現在、「NPO法人杜の伝言板ゆるる」が指定管理者として、施設の運営管理に当たっていただいております。

「杜の伝言板ゆるる」は、指定管理制度導入以来、継続してプラザの指定管理者として指定されており、現在4期目、平成30年度末までの指定管理をお願いしております。

平成30年度は、次期指定管理者の募集を行う予定としております。

なお、次期指定管理期間は、今のところ、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの3年間を予定しております。

参考資料③をご覧ください。

本年度の予定につきましては、概ね計画どおりに実施されている状況でございます。

なお、レストランにつきましては、平成28年春から「一般社団法人ぶれいん・ゆにーくす」が運営しておりましたが、法人の事情により、昨年12月末をもって撤退してございます。借受団体を募集した結果、NPO法人水守の里七ヶ宿が4月中旬より営業を開始す

る予定となっております。

続きまして、資料の2に戻っていただきまして、「6 NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業」でございますが、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者などを結び付ける絆力を活かして行う復興・被災者支援の取組に対する補助事業のほか、復興・被災者支援に取り組むNPO等の絆力強化に資する委託事業を実施しております。補助事業の採択件数は14件、委託事業は3件実施しております。

詳細につきましては、参考資料の10頁から12頁をご参照いただければと存じます。

なお、本日お手元にお配りしております、「成果報告書」、「復興ing Vol.1～3」は、本委託事業で作成したものでございます。事業を広く知っていただきますとともに、今後の取組の参考としていただくものとして作成いたしました。

なお、「復興ing」の最終号は今週末にリリースする予定となっております。また、同じく委託事業で県内3カ所で実施いたしました復興ミーティングのチラシをお手元に配布させていただいております。チラシは3月15日、仙台会場のものでございまして、その他に、石巻会場を2月15日、気仙沼会場は2月19日にそれぞれ開催してございます。石巻では、48名の方、気仙沼では56名の方、仙台会場は活動報告会、フリーなスペースでございましたので、出入りが自由ということですが、会場にお越しいただいた方を延べでカウントしますと357名の方がご参加いただいております。

次に、資料2の「7 NPO等による心の復興支援事業」でございますが、NPO等支援団体による被災者の心のケアや、被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じてコミュニティ形成等を支援する取組に対して、助成を行っております。

採択件数は、今年度は23件です。

詳細につきましては、参考資料⑤13ページから15ページをご参照いただければと存じます。

なお、絆力を活かした震災復興支援事業及び心の復興支援事業につきましては、団体からの事業実績報告がこれからとなりますので、次回の委員会にて報告させていただく予定でございます。

また、関連の補助事業といたしまして、本日、別冊資料といたしまして、配布させていただいた資料がございます。消費生活文化課の事業、それから残る2つは地域復興支援課の事業ということで、それぞれの関連の補助事業といたしまして、情報をご提供させていただいております。

次に、資料2の「8 NPO活動推進事業」でございますが、プロボノ事業でございます。

企業や行政など様々な分野に所属する方が、専門的なスキルや、ビジネス手法を活用して、NPOを支援し、NPOの基盤強化に繋げようとする事業でございます。

平成29年度は、先ず、プロボノを知っていただくために、普及啓発セミナーを10月に

開催いたしました。セミナーでは、プロボノの持つ可能性について、プロボノとは何か、NPOにとって、企業にとって、どのような効果が期待できるのか、先進事例の紹介も交えながら、学びの場として開催いたしました。

詳細につきましては、参考資料⑦18ページから25ページをご参照いただければと思います。

次に、「資料2」に記載はございませんが、協働推進の取り組みといたしまして、毎年ご報告させていただいておりますが、「NPO推進事業発注ガイドラインに基づくNPO推進事業」の取り組み状況についてご報告申し上げます。

参考資料の16ページ、参考資料⑥をご覧ください。

本事業は、県の事業の執行におきまして、NPOへの業務委託を促進するために、事業ごとに選定しているもので、NPOと県とのパートナーシップの確立を目指し、県の業務委託において、NPOへの発注手続きの適正化を図ろうとするものでございます。

平成29年度は5つの所属の8つの事業が選定されており、いずれもNPO法人との契約に至っております。大変申し訳ございません。資料中、3の表ですが、担当課室の合計欄に誤りがございました。「4課室」ではなく、正しくは「5課室」でございました。お詫びし、訂正させていただきます。

最後に、昨年8月23日に関係機関と創設いたしました「みやぎソーシャルビジネス支援ネットワーク」について、ご報告させていただきます。

先ほどお手元にお配りしていただきましたとご報告させていただいたA3版カラーの資料をご覧ください。

本ネットワークでございますが、本日ご出席賜りました日本政策金融公庫様、せんだい・みやぎNPOセンター様、杜の伝言板ゆるる様のほか、税理士会様、行政書士会様、仙台市様、と県の計7機関で構成し、県内における地域課題の解決、東日本大震災からの復興等に取り組むNPO等へのサポートを目的といたしまして、各種イベントの開催のほか、講師派遣、相談対応、情報交換会の開催等、各機関連携の下、支援していくこととしてございます。

9月16日に創設記念シンポジウムを開催いたしました他、先だつての絆力事業で実施しました復興ミーティング各会場において、相談会を実施するなど、活動を展開してございます。

以上、平成29年度の実施状況でございます。

○石井山会長

どうもありがとうございます。基本としては、計画どおりに進めていただいているということだと思っておりますけれども、中でも特に、従来に無かったところの前進としては、8の項目にあります、プロボノについて、最後にご説明していただいたソーシャルビジネスネットワークが立ち上がったという点が、新しい点かと思えます。プロボノ事業について、高浦委員が関わってらっしゃるということもありますので、少し補足をしていただきたいと思います。

ところですし、ソーシャルビジネスに関しては、松重委員がお詳しいということになるのでしょうか。関連して後ほどご発言をいただければと思います。全体を通して、浮き彫りになっている課題大きく二つなのかなと。一つは、最初、法人の数の説明の中に加えてありましたが、県外から特定の NPO に対して、信頼性を問う問い合わせがいくつかあって、県としても調査を進めていただいております、是正を進めていただいておりますが、自由な活動を保障するのが、NPO 支援の基本ではありますが、そうした活動の質に対して、県がどういう形で関与していくのか、新たな課題が出てきているのかなと思います。二つ目に、問題なのはみやぎ NPO サポートローン、融資実績が今年ゼロだった。お金のない NPO はたくさんあるはずですが、活用されていないというのは、どうも制度と実態が合っていないのではないのか。これを役に立つ仕組みにしていくためにというところでのご意見をいただきたいと思います。それ以外のところでも構いません。ここでは、すこし長めの時間をとりたいと思いますので、是非、様々な切り口から、ご意見をいただきたいと思います。

#### ○西出委員

最初の方で、認証数の御説明があったのですが、参考資料の 1-1 を拝見しますと、解散団体が県 9 団体、仙台市で 15 団体で、認証取消も 1 団体あるということですが、解散の理由とか、認証取消の理由など、把握されている範囲で、教えていただければと思います。もし、その理由が資金的な課題がメインであれば、先ほどおっしゃっていた、つなぎ融資にも何か重なるのではないかなと思いました。お願いいたします。

#### ○事務局

法人の解散の理由というところでございますが、県に対して解散の届けを出されときに、解散理由としては、総会で解散が決議されたから、という形で届け出はされるのですが、中で聞こえてくる話としては、活動が停滞しているということもあると思いますが、後継者がいないから、ということで解散される団体が今年は何件かあったと伺っております。それと、認証取消というところですが、こちらは、申し訳ありません。仙台市さんの方なので、後ほど確認させていただきたいと思うのですが、昨年度伺った際は、事業報告の提出が 3 年間出されていなかったことにより取消をしたと伺っておりましたので、今回もその可能性が高いのかなと思っておりますが、なお、確認をさせていただきたいと思います。

#### ○石井山会長

活動の実態がないことによって取り消された、ないしは、世代継承がなかなかうまくいっていない、そういう問題ですね。近い問題を抱えてらっしゃる方、ないしはそうした方々が身近であるという方々がこの中にもおられると思いますが、NPO が持続していくための困難要因とは一体何なのか、それを越えていくためには何が必要なのか。これも、そう簡単に出てくる答えではないと思いますので、関連して、思いつかれたら、是非発言していただけますか。

#### ○若生委員

今、先生からのご質問にありました、解散した NPO 法人、実は私が代表を務めていた

NPO 法人が今年度解散をさせていただきましたので、事務局では存じ上げていると思ったので、あえてお話しさせていただきます。私のところは、けやきオフィス町内会という環境NPO法人で、平成10年のまさに認証制度の最初の年に、県の7番目か8番目に認証いただいたNPO法人でございまして、やはり、後継者不足と、当時はそれぞれ皆さん、若いし、活動を活発にできたのですが、なかなか新しいメンバーが増やせなかった。あと、初期の目的である事業けいの紙ゴミをリサイクルすることによってゴミの減量とリサイクルを推進するという目的でスタートとしたわけですが、仙台市がそのあと雑紙の回収も始めて、ある意味、当初は緑色の雑紙の回収も、我々が事業者さんと連携してやったのですが、仙台市さん、行政の方でやるようになったので、いわゆる役割が逆になくなったというのも実はありまして、その後、別な明確な目的を何か見出そうと思ったのですが、なかなか、その辺の役割を終えたという部分もあり、その結果、後継者をなかなか作れなかったという部分もあって、それぞれに忙しいということもあって、結果、最近の活動が年に1, 2回、定期的に集まるくらいしかなかったものですから、そろそろ清算しようかということで、29年度をもって、解散の手続をさせていただいたというところでございます。やはり、維持するのは先ほどお話があった後継者、あとは事務局の体制を、これも後継者の部分だと思うのですが、そのへんがNPO法人にとっては課題かなと、持続していくには大変な課題かなと、いうふうに、活動した一人として、感じているところでございます。関連して一つご意見させていただいて、NPO法人の前は、NPO法に基いてある意味定期的に活動報告だったり、いろいろ義務付けされてるので、先ほど、会長が第一の課題として、いわゆる法人の信頼性という部分の話題につながるんですが、NPOはNPO法に基づいて、定期的な報告義務があるので、信頼できるのですが。ところが、最近、一般社団法人が大変増えてきてまして、社団法人の場合は、すごく極めて設立がやりやすい、ということで、逆に最近事務局に質問なのですが、NPO法に基く特定非営利活動法人の申請よりも、もしかしたら一般社団法人の方が団体とすれば増えているように思うのですね、感覚的ですが。そのへんの数の把握というのはされているのか、また、併せて、一般社団法人の場合は、活動報告とか、そのへんが義務づけられていないので、その辺の見極めというのかは、少し、これから課題になるかなとはいうふうには感じていたところなので。とくに我々行政の立場とすると、今、市民協働社会ということで、民間に連携して、これからいかに行政がこれまですべて担っていたのが、民間にいろんな形でお願いしていく、役割分担していくことがさらに進んでいかざるをえないし、進めていくべきだと私は思っておりますし、そういう意味ではその信頼性というのが、すごく重要と感じておりますので、参考までにお話しいただければと思います。以上です。

#### ○事務局

貴重なご意見ありがとうございます。実は、中川委員からも前からそういうお話をいただいております。県としても一般社団法人についてはいろいろな課題があるというのは認識しております。ただ、数につきまして、手元にはここにあるデータだけでありますけれども、感覚的には、震災後には増えているのではないかと思います。あと、追ってみた

と思います。監督になります。何か特別な事業が特別な法律があって監督するものがあると思うのですが、確かにおっしゃるように、一般法人の監督はございませんので、ちょっと難しいのですが、当課としては、補助金を必ずしも NPO だけではなく、一般社団法人にも出してありますので、そういうところを捉えての運営状況というか、補助金を使った部分でしかできないのですが、そういうところでの一定の関わり方とか、あるいは、NPO プラザは、一般社団法人にも使っていただいておりますので、そういう中での、いろんな研修活動とか、いろいろなメニューを用意しておりますので、そういうところに参画をいただきながら、ご自身できちんとした法人運営をしていただくと、間接的ではありますが、そういうあたりで今の体制に関わっていければというふうに考えております。ありがとうございます。

○石井山会長

一般社団法人の質保障をめぐっては、中川委員にコメントいただけるとありがたいのですが。

○中川委員

みらいサポート石巻の中川です。やはり、一般社団法人は、すごく問題だと思うのですが、質の保証でいうと、がんばってらっしゃるところはがんばってらっしゃる。今、補助金を出しているところの関係性が、というお話があったのですが、補助金を出すからにはきちんと財務諸表をしっかりと出してもらうとか、そういうことは最低限必要かなと思っています。でも実は、きちんと見られていないところもあって、堂々と公益会計基準に則って決算書を作ってます、と決算書に書いてあるのですが、どうみても、則っていない。まず、公益会計基準を分かっている一般法人がものすごい少ないのではないのかなと。すごく面倒くさいのですよ、公益目的事業と収益事業と法人会計に分けて、補助金毎の但し書きをつけなさい、ということまできちんとやり、どこから補助金をもらって、今期でいくら使ったとか、本当はここまで書いて、公益会計基準に則っていることになるのですが。そういった決算書を公開していない団体だけど、補助金を出している、みたいになっていますが、(公益会計基準に) 則っていませんよね、あなた決算書おかしいですよ、と指摘していくくらいのことがないと。今、500万とか1千万とかの補助金が出ている時期に、公益会計基準に則っていないけど則ってますと書いて、さもやっているかのように・・・、という表現はおかしいかもしれないですけど、補助金がおりてしまっているのはどうかと思います。自分のお金で全部出来ている一般法人もあるのですが、やはり、県のお金や税金を使っていく事業に対しては、しっかり、県のほうで見ていただくというのが、一つのクオリティーコントロールというのか、そういった部分があると、ありがたいかなと思います。

○石井山会長

ありがとうございます。

このたびは、1件、某 NPO 法人に対して、チェックという形で動いたということなのですが、今後に関しては、県として、一般社団をふくめた NPO をどのように監視をしていく



のかということを実際に考えないといけない段階もありうるかなと思いつつ、お話を聞いておりました。それから、非常に建設的な解散のされ方のご提示がありました。役割を終えたということですが、それも一つの道筋かと思いつつ、一方で、事務局を担う新しい人材をいかに育てていくのかということは、多くの団体に共通する課題だということに思いつつ、そのための検討の場づくりなどは、今後益々重要な政策的な力点かなと思いつつお話を聞いておりました。ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

#### ○高浦委員

今までのNPOの事務局機能をどう維持していくか、どう持続可能なものにしていくかという話の流れで、先ほどお話しいただいた、プロボノの人材の登用、育成、そちらの論点でも議論できればと思うのですが、参考資料7の方で、平成30年度に向けて、NPOでの人材として企業の側からプロボノ人材を派遣して、あるいは、そういう人材の育成をするコーディネートをするのが、そういう機運が宮城県内でも高まっていくとよいなと思いつついるのですが、30年度事業実施予定で、コーディネータ人材育成という話があるのですが、具体的に予算化されていくということで理解してもよろしいのか、小松課長さんが大分力を入れてこのプロジェクトを進めていただいたのではないかなと思いつつ。セミナーを開催したときは、中部の事例紹介などで、愛知県などがそうした事業実施をされているという話があったと記憶しているのですが、本県でもどういうふうに進めていく企画か、ご説明をしていただけるとありがたいなと思いつつ。

#### ○事務局

ご意見ありがとうございます。

30年度のプロボノの展開、後ほど来年度の事業計画の中で話しさせていただく予定でしたが、こちらでお話しさせていただきます。プロボノの普及セミナーということで29年度は実施いたしました。私どもとしては、プロボノの実施を早期にやりたいと考えておりました。当初は、できれば、30年度に本格的に始めたいと考えておりましたが、まだまだ検討すべきところがあるだろうというところがございます。プロボノの骨組みを30年度にしっかり作りあげて、31年度走れるように、30年度は試行的なプロボノまでもっていければというのがイメージで考えておられます。もう少し具体的に話しますと、昨年度は、NPO、企業の方、多様な方々が一同に会して交流をしていただいたのですが、今度はその出会いの場は大事なのですが、NPOが実際どういう課題を抱えているのか、ということをお企業の方にも知っていただく、NPOも企業の方、プロボノに関心のある方、プロボノをしたいという方々がどういう思いでいらっしゃるのか、ということも実感して頂く、そういうアイデアの場を作って、その課題を双方でどうしたらいいのかなというところを意見交換するまでもっていきたい、その中でこれはちょっとプロボノをやってみるのがいいのではないかな、面白そうだなというのがあれば、それをピックアップして、プロボノの試行までもっていききたいなというのが、30年度考えているところでございます。予算的には、もう少し予算を確保したかったのですが、今年度資料3の方

に、来年度の促進施策の予算額一覧というところに、表をご用意させていただいておりますが、今年度30万円だったのが、少し増えまして130万円という形になってございます。その金額の中で、なんとか進めていきたいと。プロボノを進める上でも大事なポイントというのが、先進地を見てきている中でも感じているのは、プロボノを伴走で支援していくコーディネータ的役割が非常に大きいなと思っております。もちろんすべてのプロボノが成功するわけではない、失敗するプロボノもあるんですけども。互いの支援を受ける側、支援する側の意識を摺り合わせていくということが非常に重要で、大きな役割を担っていくのが、コーディネータの大きな役割と感じておりまして、30年度は、コーディネータの育成という部分で、取組を進めていき、本格的なプロボノの実施までの準備を進めていきたいというのが、大まかではございますが、30年度のイメージでございます。

○高浦委員

期待しております。

○石井山会長

高浦委員には、具体的なアイデアや、30年度以降に向けて何かございましたら、あわせてコメントをいただければありがたいです。

○高浦委員

本当に、コーディネータをどうされるか、この前のセミナーで一緒に自覚したところなのですが、中部の場合は、お話いただいた中部プロボノセンターの代表の戸成さんという方が、この人自身が企業人であって、実際プロボノに関わって、そして、次なるプロボノ人材を育成するコーディネータとして、活動されてらっしゃるんですが、県内で、やはり経験のあるような企業人材の発掘が必要となるでしょうし、また、NPOという活動実態を企業の方に知ってもらうような、NPO支援センター、中間支援団体の側も、企業の人と対話できるように変わっていきけるような、そういうものが出来ていけばいいなと思っておりますが、なかなか人材を見つけるのは大変かもしれませんかもしれませんが、お手伝いできればと思っております。

○石井山会長

ありがとうございます。その他、例えばこの件に関連してはいかがでしょうか。

○松重委員

日本政策金融公庫の松重と申します。よろしく願いいたします。先ほど、会長の方からもご紹介いただいたのですが、今年度、29年9月に、みやぎソーシャルビジネス支援ネットワークということで、こちらのチラシなのですが、NPOを含めまして、ソーシャルビジネス、社会的問題解決を行っている支援の場ということで、こちらの団体様、宮城県さんをはじめといたしまして、士業さま、中間支援支援組織さんに入っていて、我々は資金面で、ワンストップで皆様のご質問、お困りを解決していくということで、立ち上げをさせていただきました。これからは是非、こちらの方、ネットワークを活性化していきたいと思っております。先ほど、伊勢さんからもご紹介いただきましたのですが、今年度、立ち上げのシンポジウムと相談会を開きまして、それなりに今、相談実績もあが

ってきております。ただ、こういうネットワークがあるよという存在が知られていない部分があるので、こちらも、来年度以降も、県の事業とか、それぞれの事業の中で、相談会を一緒にやっていく形で、県内のNPO様含めまして、皆さんの課題解決に尽くしてまいりたいと思っております。

先ほど、みやぎNPOサポートローンのお話が出まして、利用実績がないということで。たまたま、私、この前、自分の事務所の1階のローソンの方に買い物に行きましたら、チラシが置いてありまして、こういう形で周知を行っているのだなということで正直びっくりしたのですが。我々も、NPO様の方にご融資をさせていただいておりまして、NPOさんの方々からよく言われるのが、やはり金融で借りるというときに、保証人に代表理事の方がとるという話になるとなかなか利用しにくいというお話を承ったことがありまして、我々、国の機関ということで、NPOさまに課す融資条件としまして、2年前から、保証人を外しますということで、皆さんが、なかなか利用しづらいといった部分を解決するということで、保証人を外しますということで、制度設計させていただいておりましたので、そうすれば良いという話ではないとは思いますが、我々は今そのような形で対応しております、ということで発表させていただきたいと思えます。以上でございます。

#### ○石井山会長

ありがとうございます。ローンについては、民間と競合しなから、より役に立つ制度を模索していかなければならない段階かと思うのですが。先ほど、この問題について、西出委員からも、関心を寄せていただきました。いま、松重委員にだしていただいたようなかたちで、ヒントで構いませんので、ご意見を出していただけると大変ありがたいのですが、いかがでしょうか。

#### ○高浦委員

意見というより質問みたいな形になるのですが、松重委員さんの方から、公庫ではこうされていますというお話があったのですが、このサポートローンは、パートナーは東北労金さんに限定されているという感じがあるのですが、もう少し、金融公庫も含め、地域の他の金融機関ともう少し広い形でのパートナーシップができていけば、いろいろ共有できてよいのではないかなと、パートナーの制約というのがあるのかないのか、県の方から、伺いたいとおもいます。

#### ○事務局

元々サポートローンが立ち上がったときなのですが、アプローチが労金さんの方からありまして、是非、地域のNPOを支援したいということで、そのつなぎ資金融資の方に県の方でもどうかということで、アプローチがありまして、県としてもNPO活動を促進するために、是非必要な制度だと、では、県からも出してと、このサポートローンがスタートしました。県が予算的に2千万円という予算を組んではいるのですが、あくまでも、1千万円を県が出して、それに対して、労金さんの方でその3倍協調ということで2千万円をプラスして3千万円が融資の枠という形で運用させていただいて、全体でいえば、6千万円の融資枠があるということなのですが、年度末になると、県の方で、お預けた金額はそ

のままそっくり返してもらい、2千万円預ければ2千万円そのまま返していただくという形になっています。金利分は、県の方ではなくなってしまうわけですが、元本はそのまま県の方に返ってくる形で運用されているものです。その中で、そういうやりかたでやってございますので、立ち上がりとして、いま高浦委員にいただきましたとおり、始めが労金さんとの一対一でスタートしたところもありますので、ここが、今どうかと私どもの方も感じているところではあります。そういう意味で、労金さんに対しても、これまで実績があまりに伸びていないところから、いろいろ課題について意見交換し、より活用できる制度となるようにということで、お話を繰り返しさせていただいている状況でございますが、なかなか出口が見えていないという状況です。場合によっては、そもそも県として、民間にもいろいろな融資がありますので、県としてやる必要があるのだろうか、という話にまでなってきたのかなと思っています。ですので、事業の存続自体も含めて、労金さんと新たな方策が見いだせない場合は、別の方向に舵をきらなければならないという状況になってくるのかなと思っていますが、先ず、今のところ、労金さんの方から、6月に一定の方向が示していただけるというお話ですので、そこまでは一旦お待ちさせていただいてというところではあります。

#### ○中川委員

先ほど、事務局の方から、かなり思いきった発言をしていただいたのかなと思っていますのですが、やはり、選択と集中という言葉もありますけれども、事務局にも手がないなかで、なかなか成果が上がらないことをずっと続けるという状況では、やめる勇気という言葉もあります。そういうことも必要なのではないのかなと思っています。例えば、いまクラウドファンディングとかがありまして、100万円を集めようとしたら、頑張っただけで何ヶ月かあれに挑戦したら集まるというときに、融資を受けるという選択肢が、実はNPO側としてはほとんど無くなってきているというのもあると思うのです。企業さんですと、機械をいれたりとか工場を借りて、まず、スタートのお金があるのですが、身一つで始められるのがNPO活動のところでは、まず借金がいらないうところからスタートするのに、融資という制度自体が実は合ってなくて。補助金が3月に通っても、お金が入ってくるのは来年5月くらいなのでその間まで借ります、という使い方だけだと思っております。先ほど、いみじくもおっしゃったように、県がその制度を持たなければならないのかということ、違う時期にもなっているのかなと思います。あまり、否定ばかりだと良くないですが。佐賀県さんとかは有名ですが、ふるさと納税だったりとか、NPOを誘致するという感じで、ここは財政的にNPOにやさしいですよ、という売りだし方をされているところもあって、県の促進委員会の、県全体でのNPOの底上げという意味では、年間ゼロの制度をもっているよりも、NPOをふるさと納税で支えていく、とか、マンパワーと時間と、これだけ委員に揃っていただいていたなら、ほかにいろいろ仕組みが話せると思います。そういうことは、県毎で、競争にもなっている、地域おこし協力隊も行政で引っぱり合いといわれた中で、良いNPOが自分の県で活躍してくれるということ自体も、もしかしたら競争になってくるかもしれないという、そういう時代が来ると思っています。宮城県はこ

んなNPO向け制度がありますよ、というのを、もっと前向きに、NPOにとって良い制度を作ってくださいような形で、現状ではそうかもしれないですが、来年再来年踏み込んだご判断をしていただけるような時期にきているのかなと感じました。以上です。

#### ○渡邊委員

渡邊です。何点かあるのですが、先ず、今の中川委員のお話のところですが、ふるさと納税の返戻品が話題になっていますが、その返礼品めあてで、寄附をされる方もいます。逆に、ふるさとの方に使っていただきたいという思いで、返礼品をお断りする方も実はいて、返礼品の断り分の価格を、いわゆる市民活動に役立てるとか、地域で活動されている方に使っていただく資金にするというケースが佐賀市にあります。そういったことも資金源として受け止めていただくと良い事例になっていくのではないかと思います。もう1点は、ローンの活用のところだったのですが、確かに共感する部分が多くて、中川委員がおっしゃっていたところはそうなのですが。ただ、NPOが活動していきたいと思ったときに、借入れをしてまで、ということもあると思います。おっしゃっていた保証人のハードルというもおっしゃるとおりなのですが、運営している側からいうと、借りたものはお返ししなければならないので、お返しするためのシミュレーションとか、元本がどのくらい残ってどのくらいの割合で減っていく、金利がどのくらいで返せるという、その、事務局機能のところにもつながってくるのだと思うのですが、会計シミュレーションができる者が現場にはいないと思うんですよね。そういったところを、フォローできるような仕組みなのかノウハウなのか、いろいろなご意見があると思うのですが、そういったところを含めて複合的に考えていけるのであれば、継続や、違う道を考えていけるのかなと。もう1点、先ほど人材育成の話があって、後継者がという話があったのですが、現場ではかなり高齢化が進んでいると思います。その時に、創設者の熱い思いを次の世代が引き継いでいけるのかというところが、おそらく課題になってくるのではないかと思います。NPOをやるということは、ミッションに共有することになりますので、ミッションにどれだけ熱い思いで共感をして、次世代が再検討する必要があるかもしれないということも含めてやっていくための、やはり支えてくれる誰かが必要なんじゃないか、自分たちだけでは、現場を持っていると後回しになりがちなかで、そういったところがなかなかいかないことが、後継者不足につながっているのではないかと思います。何か取組というものも、いろいろ有効活用できるプロボノなどのサポートもあるので、うまく活用しながら、手厚い支援につながっていけばいいのではないかと考えております。

#### ○石井山会長

ありがとうございます。かなり、質の豊かさというところで、具体的な提案をいただき始めているのかなと思います。今、渡邊委員がおっしゃたようなところの延長のご意見をさらにいただくとありがたいなと思います。よろしくお願いします。

#### ○猪股委員

商工会議所の猪股でございます。先ほど、企業が、NPOの課題を知るというのがとても大切だというお話があったかと思うのですが、NPOをせっかく立ち上げて、やはり

様々な理由で、解散したり、認証取消になったということ、先ほど、数字で教えていただきました。確か私の記憶ですと、初期の頃は、数だけであって、増減の詳しい内訳がなかったかと思いますが、県の事務局のお陰で、その数字が明らかになったと。ただその理由を聞いてみると、行政の方には、解散届が出るだけなので、詳しい理由はやはり風の噂で聞くだけ、ということになってしまうかと思うのですが、簡単なアンケートでも構いませんので、先ほどから出ている、後継者不足なのか、それとも、資金繰りなのか、若しくは会計とか法的なものによる専門的知識の欠乏なのか、若しくは社会的な役割が終了したのか、様々な理由があるかと思うのですが、そういったものを簡単なアンケートで、お示しただけると、NPOが抱えている課題というのが数字で出てくるのかなと思いました。先ほど、プラザのレストランが、業務委託を途中で他の利用者さんに変わったとも聞きましたが、変わった理由は何なのか、ということも含めまして、細かいことではあるのですが、具体的なそういった理由を掘り起こしていくことが、やはり大切かなと思いました。一方、我々がいろいろな活動実績を評価するというところなんです、評価項目に対しまして、遊休施設の拠点作り事業のなかで、いくつかの施設を借りていただくということで、今の段階ではなかなか空いてる施設があつて、借りていただくのありがたい、促進に有効だということなんです、これがまた、逆転して、借りたい人がたくさんいた場合ということも想定して、例えば年にどのぐらい評価、年1回、いくつの施設に入るのか、その評価の項目が何なのか、ということが分かれば、借りる方にしていても、自分たちの組織でそれに対応できるかどうかもある視点になるのではないのかなというふうに思いました。以上でございます。

○石井山会長

ありがとうございます。

解散した団体に対するアンケートはこれからすぐにでも取り組みそうなことですよ。是非よろしく願います。その他いかがでしょうか。堀川委員お願いいたします。

○堀川委員

今、解散のお話がいくつかございましたけれども、みやぎNPOプラザでも、今年度は特に解散に関する相談が多かったのが特徴でした。月に1回、1団体か2団体くらい、具体的に解散を考えているわけではないけれども、とか、具体的な手順を教えてほしいというものがありました。その背景というのが、今回、法制度の変更があつて、NPO法人の公告、貸借対照表の公告方法を変えなければならないということは分かったのだけれども、これをきっかけに定款変更するのではなくて、まだ今、人がいて、解散できるうちに解散してしまおうと。その理由としては、私がお話を聞いた限りでは、後継者がいない、高齢化になってきたということもあるのだけれども、別に法人格をなくしてから活動をやめてしまうのではなくて、任意団体として自分たちが元気な限りは、活動を続けていきたいと考えている方が多いというのも特徴でした。あとは、法人格を取ったものの、行政からの委託事業が思うようにとれず、法人格が必要なほどでなかった、ということもありました。おそらく、解散法人というのがどんどん増えてくると思うので、現場からのお願いとして

は、きちんと解散したいと考えている方が使えるようなマニュアルというものがあまり存在しないため、私たちも、インターネットから、全国の各地の行政からの情報とか内閣府からの情報を引っ張りながらくっつけて提供しているのですが、そういうものがあると、宙ぶらりんじゃない状況、きちんと活動に終止符を打つことができるのかなと思いますので、それを先ずお願いしたいと思います。もう一つ、拠点の話がありましたけれども、やはり、相談で、本当にここ数年多くなってきたのが、両親が使わなくなった家を、NPOに使ってもらいたいとか、あるいは寄付したいとか、という話です。私たちとしても、なかなかそれをやりくりするのが難しく、ただ、この件もこれから絶対増えると思うんですね。今でも、宮城県のホームページに、グットスペースナビというものがありますよね。当時は、どちらかというとNPOが借りたい、そこに情報をつなげるという感じだったと思うのですが、土地家屋を提供したい市民と、うまくつなげれば、いろいろな問題が解決まではいかなくても足がかりになるのではないかと思いますので、そういったところもご検討いただきたいと思います。以上です。

○石井山会長

なるほど、解散するNPOというのは、完全に活動を止めてしまいたいということではなくて、法人格が自分たちにとって重たい、そういう判断もあるんですね。

○若生委員

今のご意見に関連して、これは要望にもなるのですが、作るのも苦労したのですが、解散するのもけっこう、さきほどお話のあったマニュアルは大事だと思います。あと、費用が結構掛かるんですね。そのへんの緩和を何かしら検討していただかないと、宙ぶらりんのNPO法人がどんどん増えてしまう、というのも危惧されるところなので、その辺のところもご検討いただいた方がいいかなと思ったところでございます。

○石井山会長

かなりの費用が掛かるということでしょうか。

○若生委員

司法書士さんをお願いしたり、公告代も掛かるんですね。

○堀川委員

官報だと大体4、5万円です。

○若生委員

公告代でも4、5万円、司法書士さんをお願いすれば掛かる、なにかしら、検討していただけるとよろしいかと。

○石井山会長

なるほど。わかりました。解散の仕方については、これまで話題になったことはありましたが、今のような具体的な金額まで出てきての議論は、この委員会は初めてではなかったかと思います。事務局で引き続きご検討いただければと思います。ありがとうございます。その他ご意見をいただきたいところなのですが、重要な議題がまだ残っていますので、次の議事の4に入らせていただければと思います。

平成30年度民間非営利活動促進施策及び予算について、事務局からご説明よろしくお願いたします。

○事務局

平成30年度民間非営利活動促進施策及び予算につきまして、ご説明申し上げます。

資料3をご覧ください。民間非営利活動促進施策の予算額一覧でございます。

本県の第4次基本計画に掲げる基本理念「NPOと多様な主体の間に相互の信頼と協働をはぐくみ、社会の持続可能性を高める」を実現すべく、平成30年度に実施いたします事業となります。

「1 特定非営利活動促進法施行関連事務」、「2 宮城県民間非営利活動促進委員会運営」、「3 みやぎNPOサポートローン」、「4 県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業」については、前年度とほぼ同水準の予算額となっております。

「5 みやぎNPOプラザ」でございますが、54万4千円の増となっておりますが、これは、指定管理者更新に伴う経費を計上したことによるものでございます。

「6 NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業」につきましては、569万1千円の増となっておりますが、これは、基本計画にも関連しますが、5年ごとに実施しておりますNPOの活動実態や意向を調査するために必要な経費を増額計上したことによるものです。

「7 NPO等による心の復興支援事業」につきましては、29年度と同額を計上しております。

「8 NPO活動推進事業」でございますが、99万3千円の増となっておりますが、先ほどご説明しました、参考資料⑦のところ、プロボノ事業の関係でございます。先ほどご説明させていただいたところにつきましては、割愛させていただきまして、プロボノ事業以外にも、ここに記載はございませんが、29年度実施事業でご報告いたしました、協働推進の取組として、NPO推進事業発注ガイドラインに基くNPO推進事業、みやぎソーシャルビジネス支援ネットワークにつきましても、継続して取り組んでまいります。以上30年度の施策予算についてご説明させていただきましたが、ここで、前回の委員会で、補助事業を中心にして、事業成果の表し方、エビデンス、実績報告の在り方についてご意見をいただいておりますので、それについて若干ご説明をさせていただきたいと思えます。団体によりまして、また、取り組む内容によりまして、成果の表し方は様々でございます。補助事業では、実績報告書の様式にあらかじめ定めて、成果を記載いただくようになっておりますが、団体の記述の仕方により、成果が読み取りにくくなってしまうものでもございます。このため、団体の負担にも配慮しながら、よりきめ細やかに、団体に対して、実績、成果の表し方について、中間検査など様々な機会を通じて、丁寧に相談に応じながら、助言することなどによって、事業の成果を対外的にアピールできるように支援していこうとしてございます。

以上でございます。

○石井山会長



ありがとうございます。おおよそ、前年踏襲でありながら、特に、8番目の項目プロボノについては、项目的にはかなり増を作っていたということでもあります。震災対応に関しては、6と7という形で、予算がついております。これは、数年前から、継続がどこまで見込めるのか不明とっておりましたが、とりあえず次年度は、今年度と同じ枠組みで継承されるということでございます。いかがでしょうか。予算枠について、ご審議、ご意見よろしくお願ひいたします。

○中川委員

事業の成果についてのご回答ありがとうございます。いつも、私は、一般法人と成果と、そればかり唱えてきたように思いますので、ありがとうございます。今回、成果の報告書を準備いただきまして、いつもの資料ですと、事業毎に、予算、補助メニューは何で、としか書いていなかったのが、各団体さんが、私たちの事業成果はこうですというのを、報告していただいて、なお紙にさせていただいたということで、良くなっているのかなと思います。一方で、NPOって社会の課題を解決するために存在するはずなのに、ネットワークができました、モデルになりましたって、自分で自分がモデルだと言ってしまう。各団体さんとしては、それに一生懸命取り組めて良いと思うのですが、それで本当に宮城県がよくなったのか、という、アウトプットと、アウトカムあるいはインパクトの違いだったりすると思うんですけれども、宮城県にインパクトを与えるようなNPO活動になっているのかということ私たち自身が問い続けなければならないし、宮城県を底上げしなければならないという、この委員会のミッションでもあると思います。それが基本計画に定める基本理念とも合致すると思うのですが、そういう意味で、まだもうちょっと踏み込みが足りないのかなとっております。折角予算を増額したという6番と8番ありまして、やはり成果というのは、ソーシャルビジネスではソーシャルインパクトボンドもありますし、企業さんにとって、そのNPOさんにお金を出したらどういった成果を出してくれるのか、というのが、企業さんに近い方が問われると思うのですね。そういった分野、あるいは、絆力事業のあらたな調査事業とかで、あなたの団体は、何を成果としますか、あるいは指標をどんなものをもってありますか、とか、ただ何をやったかじゃなくて、どう社会が変わったですかという指標を各団体がひねりだすしかないものなのですけれど。そういったものを調査したりとか、他の団体に、あの団体さんはこんなの使っているから、あなたにもお薦めですよ、と勧めたりする、それがプラザさんだったり、せんだい・みやぎNPOセンターさんとかが、広げていって、全体のNPOが底上げできるような、そういった形で、せつかく来年度予算を増額していただける分の事業を、中身を上げるということに使っていただけるとありがたいなと思いますので、来年の事業へのお願いということで、お願ひします。

○石井山会長

ありがとうございます。そうですね、今出していただいたご意見のように、ここでの議論では、それぞれの事業への期待を出していただくことが生産的かなと思います。いかがでしょうか。

議事としては、もう一つ、「その他」が残っております。こちらに入らせていただきます。委員の皆様からは、何かご意見ございますでしょうか。

○堀川委員

皆さんのお手元に、今日午前中に納品されたばかりの情報誌を配らせていただきました。これはNPO法人杜の伝言板ゆるるが発行しているものなのですが、私どもが発行している月刊杜の伝言板ゆるるが、今月3月で終了ということになりまして、そこに掲載している宮城県内のNPOの方々が発信するイベント開催情報であったり、有給スタッフとかボランティア募集の情報などは、やはり発信は必要であろうということで、その部分を新しい形にして発行したものです。月間杜の伝言板ゆるるの半ほどに、みやぎNPOプラザを紹介する頁があったのですが、新しいものでは、1面、一番トップページにもってきまして、今後もトップページでプラザをお使いになる団体とか、私たちの施設の状況ですとか、そういったところを発信していきたいと思っておりますので、是非、引き続きご活用いただければと思います。以上でございます。

○石井山会長

ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

○青木委員

情報提供です。冒頭に、会長からNPO法施行の20周年のお話がありましたが、先日3月19日が法の公布日であったため、東京でフォーラムが開催され、当センターからも参加してきました。杜の伝言板ゆるるの大久保さんもご一緒でした。このフォーラムを皮切りにキャンペーンというような形で、12月1日の施行日まで、各地域で勉強会やフォーラムの企画を検討し始めています。東北では、おそらく仙台での開催になるのではないかと思います。東北の中間支援団体等と連携しながら、企画検討のための情報交換をしております。NPOのみならず、行政の方も、企業の方も、いろんな方の関心を寄せて、なぜ、この法律ができたのかという背景を確認しあいながら、また、さらにその価値を高めていき、改めて、何かの動きを感じられるのではないかなと思っておりました。

先日のシンポジウムの中で、その法律を作ってからが20年経ったが、これからどのように使っていくのか、どのように社会をまた変えていくのか、という議論がありました。これまでの活動の見直しや、また新たな関係づくりのヒントにもなるのではないかなと思って帰ってまいりました。今後情報がありましたら、皆さんにも共有させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○中川委員

先ほどもありましたけれど、NPO法の20年目ということで、すごく節目なのだと思います。震災から7年が経過し、8年目ですけれども、先ほど数字を出していただいた一般法人が900、NPO法人を上回ってしまったということで、NPOといたら、NPO法人と全然イコールじゃない、むしろ小数派になりつつあるというような、そういう時代になったかというふうに思います。もちろん、任意団体もたくさんいらっしゃると思うのですよね。それを考えると、NPO法人自体が、NPOのすごく一部にしかなくな

ってしまうなかで、この委員会は、宮城県の非営利活動や、私がやるんだという思いを支えたり、それをどうやって地域を変えていくのかということをお話する大事な場だと思います。先ほどの遊休施設、6施設で6団体じゃないですか。NPO法人が800あって、一般法人が900ある中で、6施設のお話をこの場で、これだけ時間を使うのだろうか、と。一方で、寄附金を集めようとか、どういうふうに情報発信していくとかは、全団体のテーマなのですが、クラウドファンディングも含めてそういう底上げ施策を宮城県でどうやっていけるのかを、例えばこの項目の1個に、県の事業として立てていただいたりしてもよい時代になってきたのではないかと考えていました。

最後に、別の宣伝なのですが、私たちは、NPOを自分たちだけでやっても仕様がないうということで、3.11メモリアルネットワークという、伝承活動の連携団体なのですが、石巻だけでなく、他の団体、岩手の方も福島の方も入って、東京の方もサポートで入っていて、伝承活動を続けていくために、どうしていったらよいかを考える、あるいはお金を出し合う、というようなことをしようと思っています。先ほど、NPOの継承の問題や、解散の問題がありましたけれども、私は、例えば、東日本大震災という課題、あんなに津波で亡くなってしまおうという課題をふまえて、そうじゃない日本に作っていくためには、やはり、補助金が終わるから終わりじゃ駄目で、終わりじゃないからどうしていいか、ということをお話して社会を良くするために活動をしているつもりなんです。NPOの皆さんの、一つ一つの小さな活動を、この委員会で、ちょっと底上げしてあげられますよ、あるいは手を引っ張ってあげられますよ、と、もうちょっと話し合いができると思うとすごく良い場になるかと思っていますので、事務局さん、すごく大変だと思うのですが、引き続き、よろしくお願ひいたします。

#### ○石井山会長

こういうお話があると、是非、全員に振りたくなる気持ちもありますが、時間切れ、でありまして、議事は、ここまでとさせていただきますと思います。今日、全体を振り返りますと、特にローンを巡っての議論で、従来の使われていない仕組みをなんとかして活かすかというところでも多少アイデア出てきたのですが、それ以上に、そこにこだわらず、もっと大胆に、NPOが活躍しやすい財政的条件を独自に県で作っていく、そういった踏み出しの意見がたくさん出てきました。私としては、非常に良い議論に関わらせていただいたなと思います。また、NPOの建設的な解散をいかにアシストするかという問題や、次世代を育てていかなくてはならないという、新陳代謝について、かなり具体的で貴重なご意見がありました。ありがとうございました。ここで、議事は終了し、進行は事務局にお返しします。よろしくお願ひいたします。

#### ○事務局

長時間、ありがとうございました。宿題をたくさんいただきまして、本当に会長がおっしゃいましたが、有意義なご意見、あるいは事務局ですぐできるもの、今後につながるご意見、本当にありがとうございました。大変申し訳ないのですが、実は、私4月1日、人事異動で動くことになりまして、立場を代えて関わることになりました。同じ部内におり

ますので、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。本当に、今日はありがとうございました。

○進行

改めて、石井山会長、長時間に亘り、議長をお務めいただきまして、ありがとうございました。委員の皆様には、貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。今後とも、本県のNPO活動の促進のため、御指導を賜りますようお願い申し上げます。それでは、以上をもちまして、平成29年度第2回民間非営利活動促進委員会を終了いたします。改めまして、本日は誠にありがとうございました。